

東 京 都 薬 局 等 許 可
審 査 基 準 及 び 指 導 基 準
(薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 等 編)

令和5年7月1日

東京都保健医療局健康安全部

薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 等 編 目 次

第1 目 的	1	第7 特例販売業	7 1
第2 定 義	1	Ⅰ 店舗の構造設備	7 1
第3 薬 局	2	Ⅱ 特例販売業（一般）	7 2
Ⅰ 薬局の構造設備	2	第8 薬局、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業及び貸与業、又は再生医療等製品販売業の管理者の兼務	7 3
Ⅱ 業務を行う体制等	1 8	第9 高度管理医療機器等販売業及び貸与業	7 8
Ⅲ 人的要件	2 8	Ⅰ 営業所の構造設備	7 8
Ⅳ 調剤室の設備・器具等	2 9	Ⅱ 人的要件等	8 0
Ⅴ 薬局の構造設備の分置	3 0	第10 管理医療機器販売業及び貸与業	8 2
Ⅵ 人的要件に伴う構造設備	3 1	Ⅰ 営業所の構造設備	8 2
Ⅶ 薬局の独立	3 1	Ⅱ 人的要件	8 4
Ⅷ 試験検査設備の独立	3 3	第11 再生医療等製品販売業	8 7
Ⅸ 卸売販売業の営業所との重複許可	3 3	Ⅰ 営業所の構造設備	8 7
X その他	3 3	Ⅱ 人的要件等	8 8
第4 店舗販売業	3 4	Ⅲ 再生医療等製品販売業における販売等の相手方	9 0
Ⅰ 店舗の構造設備	3 4	第12 地域連携薬局	9 1
Ⅱ 業務を行う体制等	4 1	Ⅰ 地域連携薬局の構造設備	9 1
Ⅲ 人的要件	4 5	Ⅱ 利用者の薬剤及び医薬品の仕様に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制等	9 3
Ⅳ 店舗の構造設備の分置	4 6	Ⅲ 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制	9 6
Ⅴ 人的要件に伴う構造設備	4 7	Ⅳ 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制	1 0 2
Ⅵ 卸売販売業の営業所との重複許可	4 7	第13 専門医療機関連携薬局	1 0 3
第5 配置販売業	4 8	Ⅰ 専門医療機関連携薬局の構造設備	1 0 3
Ⅰ 業務を行う体制等	4 8	Ⅱ 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制等	1 0 4
Ⅱ 人的要件	5 2	Ⅲ 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制	1 0 8
Ⅲ 人的要件に伴う構造設備	5 3	第14 薬局、店舗販売業、配置販売業、既存配置販売業、卸売販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業及び貸与業、再生医療等製品販売業、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局許可等更新	1 1 7
第5の2 既存配置販売業	5 4	第15 薬局、店舗販売業、配置販売業、既存配置販売業、卸売販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業及び貸与業、再生医療等製品販売業、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局許可証等書換え交付	1 1 9
Ⅰ 人的要件等	5 4		
第6 卸売販売業	5 8		
Ⅰ 営業所の構造設備	5 8		
Ⅱ 例外的取扱いの卸売販売業	6 2		
Ⅲ 人的要件等	6 3		
Ⅳ 営業所以外の場所に設置する医薬品の保管設備	6 5		
Ⅴ 人的要件に伴う構造設備	6 6		
Ⅵ 卸売販売業における医薬品の販売等の相手方	6 7		
Ⅶ 指定卸売販売業者の営業所管理者	6 9		
Ⅷ 薬局又は店舗販売業との重複許可	7 0		

第 1 6	薬局、店舗販売業、配置販売業、既存配置販売業、 卸売販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業 及び貸与業、再生医療等製品販売業、地域連携薬局又 は専門医療機関連携薬局許可証等再交付	1 2 1
-------	---	-------

別表 第 1	特例販売業（一般）の取り扱える医薬品	1 2 3
別表 第 2	厚生労働大臣の登録を受けた講習機関	1 2 6
別表 第 3	調剤に必要な設備及び器具に求められる性質	1 2 6

附則

東京都薬局等許可等審査基準及び指導基準

第1 目 的

この基準は、薬局、店舗販売業、卸売販売業、配置販売業、平成 21 年厚生労働省令第 10 号(以下「改正省令」という。)の施行の際現に許可を受けている配置販売業(既存配置販売業)、特例販売業(一般)、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、再生医療等製品販売業、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の許可等に係る審査基準及び指導基準について定め、申請者の便に供するとともに、薬局等の許可等事務における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の定め 法令の規定のほか、その解釈を含む。
- 2 審査基準 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 5 条及び東京都行政手続条例(平成 6 年東京都条例第 142 号)第 5 条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導基準 行政手続法第 4 章の趣旨に基づき、許認可等にあたり統一的な行政指導を行うための基準をいう。

<凡 例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		法第〇条
(昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第〇条		施行令第〇条
医薬品医療機器等法施行令(昭和 36 年政令第 11 号)第〇条		規則第〇条
医薬品医療機器等法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第〇条		構規第〇条
薬局等構造設備規則(昭和 36 年厚生省令第 2 号)第〇条		附則第〇条
H21 改正省令附則		体制省令第〇条
薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 3 号)第〇条		旧構規第〇条
旧改正省令による改正前の薬局等構造設備規則第〇条		旧員数省令第〇条
旧改正省令による改正前の薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 3 号)第〇条		H21 施行通知
薬事法の一部を改正する法律の施行等について(平成 21 年 5 月 8 日薬食発第 0508003 号)		H24 施行通知
薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成 24 年 8 月 22 日薬食発 0822 第 2 号)		H26 施行通知
薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について(平成 26 年 3 月 10 日薬食発 0310 第 1 号)		H29 施行通知
医薬品医療機器等法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について(平成 29 年 9 月 26 日薬生発 0926 第 10 号)		H29-10 月施行通知
医薬品医療機器等法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について(平成 29 年 10 月 5 日薬生発 1005 第 1 号)		R2 施行通知
医薬品医療機器等法の一部を改正する法律の一部の施行に当たっての留意事項について(薬局・薬剤師関係)(令和 2 年 8 月 31 日薬生総発 0831 第 6 号)		R3 施行通知
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和 3 年 1 月 22 日薬生発 0122 第 6 号)		

第 1 3 専門医療機関連携薬局

I 専門医療機関連携薬局の構造設備

法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
1 法第六条の三第一項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとする。 (規則第10条の3第1項第1号) 2 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 (法第6条の3第1項第1号) 3 厚生労働省令で定める構造設備の基準は次のとおりである。 (1)利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。 (規則第10条の3第2項第1号) (2)高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。(規則第10条の3第2項第2号)	3-(1) 椅子と個室等 あらかじめ椅子を備え付けておくことができない場合は、利用者が座って相談を受けられることが可能であることについて、利用者が容易に認識できるよう、利用者への必要な声かけや見やすい場所にその旨掲示する等といった配慮が必要であること。 「個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備」とは、個室に限らず、服薬指導等を行うカウンターのある場所や利用者の待合スペースから十分離れていて、プライバシーに配慮した場所であること。 (R3 施行通知) 3-(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体例は次のとおりである。 ア 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりが設置されていること。 イ 入口に段差がないこと。 ウ 車いすでも来局できる構造であること等利用者に配慮した構造であること。	(参考) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定に基づく建築物移動等円滑化基準

	(R3 施行通知)	
Ⅱ 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制等		
法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
1 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 (法第6条の3第1項第2項) (1) 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために第一項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。 (規則第10 条の 3 第 3 項第 1 号)	1-(1) がん治療に係る医療機関との会議 「第1項に規定する傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関」とは、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関であること。 (R3 施行通知) 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関は以下のとおりである。 ○厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等 【都道府県がん診療連携拠点病院】 【地域がん診療連携拠点病院（特例型）】 【地域がん診療連携拠点病院】 【国立がんセンター】 【地域がん診療病院】 【小児がん拠点病院】 【小児がん中央機関】 【がんゲノム医療中核拠点病院】 【がんゲノム医療拠点病院】 【がんゲノム医療連携病院】	1-(1) 専門医療機関連携薬局としてその役割を発揮するためには、がん治療に係る医療機関との連携体制を構築した上で、利用者の治療方針を共有することや必要な情報提供を行うことなどの業務に取り組むおとが求められる。このため、薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するためにはがんの区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関が開催する会議に継続的に参加させていることを求めているものであり、参加の頻度については、当該医療機関における会議の開催状況を踏まえつつ、薬局として参加すべきものを検討した上で積極的に関わっていくこと。 (R3 施行通知)

(2) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。 (規則第10条の3第3項第2号) (3) 薬局開設者が、過去一年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について第一号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。	○都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関 (東京都内の場合) 【東京都がん診療連携拠点病院】 【東京都がん診療連携協力病院(対象となるがん種に限る)】 【東京都小児がん診療病院】 (他道府県の場合) 他道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関 1-(2) 体制の構築 次に掲げる体制を構築し、現に実施していること。 ア がん治療を行った医療機関における患者の治療方針(レジメン等)を理解し、当該患者の服薬情報を把握するとともに、副作用等の必要な情報を入手し、がん治療に係る医療機関の医師、薬剤師等に提供すること。 イ 外来化学療法で治療を受けているがん患者が在宅医療に移行する際には、主治医の指示等に基づいて居宅等を訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学的管理を行うため、専門医療機関連携薬局ががん治療に係る医療機関の治療方針や服薬情報を当該薬局に提供すること。 (R3 施行通知) 1-(3) 報告及び連絡の実績 薬局開設者が、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に、当該薬剤師からがん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して、当該薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうち半数以上のがん患者について、次に掲げる情報の報告及び連絡を行わせた実	1-(2) 専門医療機関連携薬局は、薬局が他の医療提供施設と連携しつつ、これらの対応が実施できることを、地域における他の医療提供施設に広く周知するとともに、薬局に来局する利用者に対して十分理解されるよう、実施できる内容の掲示や必要に応じた説明など積極的な周知を行うこと。 (R3 施行通知) 1-(3) ア～エ 左記ア～エについては、いずれかのみを行うのではなく、満遍なく実施することが望ましい。 当該報告及び連絡については、医療機関との連携を確保するために設けたものであり、本規定で定められた実績を達成すること自体を目的とするので
--	--	---

(規則第 10 条の 3 第 3 項第 3 号) (4) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第一項に規定する傷病の区分に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域に	績があること。 なお、がん患者とは、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる者を判断すること。 ア 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績 イ 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績 ウ 外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績 エ 居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績 報告及び連絡した実績に該当するものについては、当該薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書（地域情報連携ネットワーク等を含む。）を用いて提供する等、当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものであること。 ただし、医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供や、利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供、服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載及び薬剤師法（昭和35 年法律第146号）第24条に基づく疑義照会は含まれない。 (R3 施行通知) 1-(4) 体制の構築 地域における他の薬局に利用者の薬剤等の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等の使用に関する情報を報告及び連絡するための方法等を手順書等に明確にしていること。	はなく、当該実績を満たした後であっても、薬剤師が医療上必要と認める場合や利用者が希望する場合等はその都度行うことが求められるものであること。 (R3 施行通知) 調剤報酬の算定の有無にかかわらず、情報共有を実施していれば実績とする。 (R5 Q&A) 報告及び連絡に用いる文書の様式は、地域の医師会、薬剤師会等とあらかじめ協議されたものを用いることが望ましい。 (R3 施行通知) がんが寛解したことにより、がん治療を休止した患者は、「がん患者」に含まない。ただし、がんの寛解後も、がん治癒や寛解状態維持のための内分泌療法等を継続している患者は、「がん患者」に含まれる。また、がんが寛解等していないが、抗がん剤による積極的な治療を行わず、疼痛緩和のみを実施する患者について、専門医療機関との連携において把握している場合は、「がん患者」に含まれる。 (R5 Q&A)
---	---	--

おける他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。 (規則第10 条の3 第3 項第4 号)	(注) 他の薬局をかかりつけの薬剤師のいる薬局としていた利用者が、がんの治療にあたり必要な薬剤等に関しては当該専門医療機関連携薬局を利用している場合、利用者の同意の下で他の薬局からの求めに応じて、薬剤の適正使用に必要となる利用者の情報を当該他の薬局へ情報提供することが想定される。「他の薬局」には地域連携薬局も含まれるものであること。 (R3 施行通知)	
--	---	--

Ⅲ 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制

法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
1 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 (法第6条の3第1項第3号) (1) 開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。 (規則第10条の3第4項第1号) (2) 休日及び夜間であっても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。 (規則第10条の3第4項第2号)	1-(1) 開店時間外の相談に対応する体制 ア 利用者又はその家族等に対しては、当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先、注意事項等について事前に説明していること。また、当該内容については、文書により交付していること又は薬袋へ記載していること。 イ 利用者のかかりつけの薬剤師がいる場合には、かかりつけの薬剤師（かかりつけの薬剤師が対応できない時間帯である場合は、薬局において当該かかりつけの薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。）が対応すること。また、当該相談内容の必要な事項については、調剤録に記載すること。 (R3 施行通知) 1-(2) 休日及び夜間の調剤応需体制 利用者に対しては、自局の開店時間のほか、地域における休日及び夜間の調剤応需体制を示していること。 他の薬局開設者との連携に関しては、へき地、過疎地域等であつて、日常生活圏域（中学校区）及び近接する日常生活圏域に対応可能な他の薬局が存在しない場合には、柔軟に判断する。 (R3 施行通知)	1-(1)、(2) 認定薬局における開店時間（開局時間）は、利用者からの調剤の求めに応じる趣旨を踏まえると、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日は4時間以上開局した上で、かつ週45時間以上開局していることが望ましく、本規定において求める休日及び夜間対応はそれ以外の時間の対応を想定しているものである。 (R5 Q&A) 1-(2) 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に加えて、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日をいい、「夜間」とは、午後6時から翌日の午前8時まで（土曜日の場合は、正午以降）をいう。 (R5 Q&A)

		自局が24時間体制で対応する場合は、自局が24時間体制で対応している旨を、自局内の見やすい場所に掲示することをもって、当該基準を満たしていると考え。また、自局のホームページ等にも見やすく表示することが望ましい。 (R5 Q&A)
		自治体が関与する仕組みなどにより、特定の薬局に対し、地域の薬局が交代で当該薬局に勤務する薬剤師を派遣して対応している場合には、当該基準を満たしていると考えて差し支えない。 なお、規則第10条の2第3項第2号の規定は、休日及び夜間における調剤応需体制を備えていることを求めるものであり、休日・夜間診療所等への薬剤師の派遣では、当該基準を満たしていると考えすることはできない。 (R5 Q&A)
(3)在庫として保管する第一項に規定する傷病の区分に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。 (規則第10条の3第4項第3号)	1-(3) 地域の医薬品供給体制 地域において広く処方箋を応需し、利用者に対し医薬品を迅速に供給できるよう、地域の他の薬局開設者の薬局から医薬品（抗がん剤や支持療法で用いるを含む）の提供について求めがあった場合に必要な医薬品を提供できる体制が構築できていること。 (R3 施行通知)	1-(3) 当該薬局における抗がん剤等の在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等による周知を行うことが望ましい。 (R3 施行通知)
(4)薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第三条第一項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。 (規則第10条の3第4項第4号)	1-(4) 麻薬の調剤応需体制 専門医療機関連携薬局は、様々な種類の麻薬の調剤に対応することが必要であり、在庫として保管する品目数や種類は当該薬局の調剤の状況等に応じて薬局で判断しても差し支えないが、麻薬の調剤の求めがあった場合に、薬局の事情等により当該麻薬の調剤を断ることは認められないものであり、速やかに必要な麻薬を入手できる体制を構築してお	

(5)医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。 (規則第10条の3第4項第5号) (6)当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。 (規則第10条の3第4項第6号)	くこと。 (R3 施行通知) 1-(5) 医療安全対策 「医療安全対策に係る事業に参加すること」とは、厚生労働省から公表している各種資材の活用、医薬品に係る副作用等の報告の対応、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加、製造販売業者による市販直後調査への協力のほか、医薬品リスク管理計画(RMP: Risk Management Plan)に基づく患者向け資料の活用、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)が実施している「医薬品医療機器情報配信サービス」(PMDA メディナビ)等を活用した服薬指導等を行うことである。 (R3 施行通知) 1-(6) 常勤薬剤師 原則として、「常勤」は、当該薬局に週当たり32時間以上勤務、「継続して1年以上常勤として勤務」は、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して1年以上常勤として当該薬局に勤務している場合が該当する。 (R3 施行通知)	1-(6) 勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週32時間未満であっても常勤として取り扱って差し支えない。当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上勤務であれば常勤として取り扱うものとする。ただし、薬局の管理者における勤務時間の取扱いについては、これまでどおり「薬局等の許可等に関する疑義について」(平成11年2月16日付け医薬企第17号厚生省医薬安全局企画課長通知別紙2)に従う必要がある。 なお、傷病等により就業規則に基づき所定労働時間が短縮され、週当たり勤務時間が32時間未満である場合は、常勤の薬剤師としては取り扱わない。 (R5 Q&A) 常勤として勤務している薬剤師が、在籍期間中
--	--	--

(7) 第六項に規定する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。 (規則第10条の3第4項第7号) (8) 薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。	1-(7) 専門性を有する常勤の薬剤師 当該薬剤師は規則第10条の3第6項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体が認定する薬剤師であること。 がんの区分に係る専門性とは、抗がん剤の化学療法の知識のほか、支持療法で用いる薬剤も含め、がんの薬物療法全般に係る専門性を有する薬剤師であること。 (R3 施行通知) なお、常勤の考え方については、1-(6)の取扱いと同様である。 1-(8) 当該薬局に勤務する薬剤師に対して、がんに係る専門的な薬学的知見に基づく指導等に必要な内容が学習できる研修を毎年継続的に受講させていること。 当該研修については、外部研修が望ましいが、薬	に労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除き1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。 なお、傷病等により就業規則に基づく休暇を取得した場合は、再度常勤として勤務する際に、当該休暇期間を除き1年以上常勤として勤務していれば、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。また、傷病等により就業規則に基づき所定労働時間が短縮され、週当たり勤務時間が32時間未満である場合も、所定労働時間が短縮されていた期間を除き1年以上常勤として勤務していれば、再度常勤として勤務する際に、当該規定の対象となる薬剤師として取り扱って差し支えない。 (R5 Q&A)
--	---	---

(規則第 10 条の 3 第 4 項第 8 号) (9) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、第一項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。 (規則第 10 条の 3 第 4 項第 9 号) (10) 当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、第一項に規定する傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。 (規則第 10 条の 3 第 4 項第 10 号)	局開設者が従業員に対して自ら行う研修でも許容するものであり、あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。 (R3 施行通知) 1-(9) 他の薬局の薬剤師への研修 研修の実施にあたっては、必要に応じて日頃から連携しているがん治療に係る医療機関の協力も得ながら実施することとし、研修内容は、専門的な薬学的知見に基づく指導等の内容のみならず、利用者が安心して医療を受けることができるよう、コミュニケーション等も含めた指導方法等の内容も含まれること。 当該研修については、あらかじめ実施計画を作成するとともに、研修実施後は、日時、参加者等に係る記録を保存しておくこと。 (R3 施行通知) 1-(10) 地域の医薬品情報室 地域の他の医療提供施設に対して、抗がん剤や支持療法で用いられる医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、承認審査で用いられた臨床試験の情報、PMDA における当該医薬品の審査報告書の情報、医薬品リスク管理計画 (RMP) の情報など、がん治療で用いられる医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室としての役割を果たすことを求めたものであり、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去 1 年間に於いて情報提供した実績があること。 情報提供は、単に一度提供したら役割を果たすものではなく、必要に応じてその都度情報提供を行うとともに、他の医療提供施設から必要な情報提供の相談があればそれに応じること。 (R3 施行規則)	
--	---	--

(参考)

○厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（令和5年4月1日現在）最新のデータは厚生労働省ホームページ等を確認のこと

【都道府県がん診療連携拠点病院】

- ・ 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立駒込病院 (東京都文京区本駒込 3-18-22)
- ・ 公益財団法人がん研究会 有明病院 (東京都江東区有明 3-8-31)

【地域がん診療連携拠点病院】

- ・ N T T 東日本関東病院 (東京都品川区東五反田 5-9-22)
- ・ 独立行政法人国立病院機構東京医療センター (東京都目黒区東が丘 2-5-1)
- ・ 慶應義塾大学病院 (東京都新宿区信濃町 35)
- ・ 帝京大学医学部附属病院 (東京都板橋区加賀 2-11-1)
- ・ 武蔵野赤十字病院 (東京都武蔵野市境南町 1-26-1)
- ・ 東京大学医学部附属病院 (東京都文京区本郷 7-3-1)
- ・ 日本医科大学付属病院 (東京都文京区千駄木 1-1-5)
- ・ 聖路加国際病院 (東京都中央区明石町 9-1)
- ・ 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院 (東京都墨田区江東橋 4-23-15)
- ・ 日本赤十字社医療センター (東京都渋谷区広尾 4-1-22)
- ・ 日本大学医学部附属板橋病院 (東京都板橋区大谷口上町 30-1)
- ・ 青梅市立総合病院 (東京都青梅市東青梅 4-16-5)
- ・ 東海大学医学部付属八王子病院 (東京都八王子市石川町 1838)
- ・ 杏林大学医学部付属病院 (東京都三鷹市新川 6-20-2)
- ・ 順天堂大学医学部附属順天堂医院 (東京都文京区本郷 3-1-3)
- ・ 昭和大学病院 (東京都品川区旗の台 1-5-8)
- ・ 東京医科大学病院 (東京都新宿区西新宿 6-7-1)
- ・ 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院 (東京都新宿区戸山 1-21-1)
- ・ 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩総合医療センター (東京都府中市武蔵台 2-8-29)
- ・ 公立昭和病院 (東京都小平市花小金井 8-1-1)
- ・ 東京慈恵会医科大学附属病院 (東京都港区西新橋 3-19-18)
- ・ 国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 (東京都港区虎ノ門 2-2-2)
- ・ 東邦大学医療センター大森病院 (東京都大田区大森西 6-11-1)
- ・ 東京医科歯科大学病院 (東京都文京区湯島 1-5-45)
- ・ 独立行政法人国立病院機構 災害医療センター (東京都立川市緑町 3256)
- ・ 東京医科大学八王子医療センター (東京都八王子市館町 1163)

【国立がんセンター】

- ・国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院

(東京都中央区築地 5-1-1)

【地域がん診療病院】

- ・東京女子医科大学附属足立医療センター

(東京都足立区江北 4-33-1)

【小児がん拠点病院】

- ・国立成育医療研究センター
- ・地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立小児総合医療センター

(東京都世田谷区大蔵 2-10-1)

(東京都府中市武蔵台 2-8-29)

【小児がん中央機関】

- ・国立研究開発法人 国立がん研究センター
- ・国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

(東京都中央区築地 5-1-1)

(東京都世田谷区大蔵 2-10-1)

【がんゲノム医療中核拠点病院】

- ・慶應義塾大学病院
- ・国立がん研究センター中央病院
- ・東京大学医学部附属病院
- ・公益財団法人がん研究会 有明病院

(東京都新宿区信濃町 35)

(東京都中央区築地 5-1-1)

(東京都文京区本郷 7-3-1)

(東京都江東区有明 3-8-31)

【がんゲノム医療拠点病院】

- ・東京医科歯科大学病院
- ・国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

(東京都文京区湯島 1-5-45)

(東京都世田谷大蔵 2-10-1)

【がんゲノム医療連携病院】

- ・杏林大学医学部付属病院
- ・東京医科大学病院
- ・独立行政法人国立病院機構東京医療センター
- ・東邦大学医療センター大森病院
- ・東京女子医科大学附属足立医療センター
- ・地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立小児総合医療センター
- ・順天堂大学医学部附属順天堂医院
- ・東京慈恵会医科大学附属病院
- ・聖路加国際病院
- ・国家公務員共済組合連合会 虎の門病院

(東京都三鷹市新川 6-20-2)

(東京都新宿区西新宿 6-7-1)

(東京都目黒区東が丘 2-5-1)

(東京都大田区大森西 6-11-1)

(東京都足立区江北 4-33-1)

(東京都府中市武蔵台 2-8-29)

(東京都文京区本郷 3-1-3)

(東京都港区西新橋 3-19-18)

(東京都中央区明石町 9-1)

(東京都港区虎ノ門 2-2-2)

- ・ N T T 東日本関東病院
- ・ 日本医科大学付属病院
- ・ 帝京大学医学部附属病院
- ・ 日本赤十字社医療センター
- ・ 昭和大学病院
- ・ 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩総合医療センター
- ・ 武蔵野赤十字病院
- ・ 東京医科大学八王子医療センター
- ・ 国立国際医療研究センター病院
- ・ 日本大学医学部附属板橋病院
- ・ 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立駒込病院
- ・ 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院

(東京都品川区東五反田 5-9-22)
 (東京都文京区千駄木 1-1-5)
 (東京都板橋区加賀 2-11-1)
 (東京都渋谷区広尾 4-1-22)
 (東京都品川区旗の台 1-5-8)
 (東京都府中市武蔵台 2-8-29)
 (東京都武蔵野市境南町 1-26-1)
 (東京都八王子市館町 1163)
 (東京都新宿区戸山 1-21-1)
 (東京都板橋区大谷口上町 30-1)
 (東京都文京区本駒込 3-18-22)
 (東京都墨田区江東橋 4-23-15)

○都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関
 (東京都内の場合) (令和5年4月1日現在) 最新のデータは東京都ホームページを確認のこと

【東京都がん診療連携拠点病院】

- ・ 社会福祉法人 三井記念病院
- ・ 国際医療福祉大学三田病院
- ・ 東京都済生会中央病院
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター
- ・ 順天堂大学医学部附属練馬病院
- ・ 公立学校共済組合関東中央病院
- ・ 日本医科大学多摩永山病院
- ・ 国家公務員共済組合連合会立川病院
- ・ 東京慈恵会医科大学附属第三病院

(東京都千代田区神田和泉町 1)
 (東京都港区三田 1-4-3)
 (東京都港区三田 1-4-17)
 (東京都新宿区津久戸町 5-1)
 (東京都練馬区高野台 3-1-10)
 (東京都世田谷区上用賀 6-25-1)
 (東京都多摩市永山 1-7-1)
 (東京都立川市錦町 4-2-22)
 (東京都狛江市和泉本町 4-11-1)

【東京都がん診療連携協力病院】

- ・ 東京通信病院 (対象となるがん種: 肺・胃・大腸・乳・前立腺)
- ・ 公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属 永寿総合病院 (対象となるがん種: 大腸)
- ・ 地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立東部地域病院 (対象となるがん種: 胃・大腸)
- ・ 社会福祉法人仁生社 江戸川病院 (対象となるがん種: 前立腺)
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院 (対象となるがん種: 肺・胃・大腸・肝・乳・前立腺)
- ・ 東邦大学医療センター大橋病院 (対象となるがん種: 肺・胃・大腸・肝・乳・前立腺)
- ・ 国家公務員共済組合連合会東京共済病院 (対象となるがん種: 大腸・乳)
- ・ J R 東京総合病院 (対象となるがん種: 肺・胃・大腸・肝・乳・前立腺)

(東京都千代田区富士見2-14-23)
 (東京都台東区東上野2-23-16)
 (東京都葛飾区亀有5-14-1)
 (東京都江戸川区東小岩2-24-18)
 (東京都江戸川区臨海1-4-2)
 (東京都目黒区大橋2-22-36)
 (東京都目黒区中目黒2-3-8)
 (東京都渋谷区代々木2-1-3)

- ・河北総合病院（対象となるがん種：大腸）（東京都杉並区阿佐谷北1-7-3）
- ・地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院（対象となるがん種：胃・大腸）（東京都板橋区栄町33-1）
- ・東京都健康長寿医療センター（対象となるがん種：肺・胃・大腸・前立腺）（東京都板橋区栄町35-2）
- ・地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩南部地域病院（対象となるがん種：大腸）（東京都多摩市中沢2-1-2）
- ・医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院（対象となるがん種：乳）（東京都昭島市松原町3-1-1）
- ・社会医療法人財団大和会 東大和病院（対象となるがん種：大腸）（東京都東大和市南街1-13-12）
- ・地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩北部医療センター（対象となるがん種：大腸・前立腺）（東京都東村山市青葉町1-7-1）
- ・公益財団法人結核予防会 複十字病院（対象となるがん種：肺・大腸・乳）（東京都清瀬市松山3-1-24）
- ・独立行政法人国立病院機構 東京病院（対象となるがん種：肺）（東京都清瀬市竹丘3-1-1）

【東京都小児がん診療病院】

- ・国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院（東京都中央区築地5-1-1）
- ・東京慈恵会医科大学附属病院（東京都港区西新橋3-19-18）
- ・東京医科歯科大学病院（東京都文京区湯島 1-5-45）
- ・順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区本郷 3-1-3）
- ・東京大学医学部附属病院（東京都文京区本郷 7-3-1）
- ・日本医科大学付属病院（東京都文京区千駄木 1-1-5）
- ・聖路加国際病院（東京都中央区明石町 9-1）
- ・東邦大学医療センター大森病院（東京都大田区大森西 6-11-1）
- ・慶應義塾大学病院（東京都新宿区信濃町 35）
- ・国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院（東京都新宿区戸山 1-21-1）
- ・日本大学医学部附属板橋病院（東京都板橋区大谷口上町 30-1）
- ・帝京大学医学部附属病院（東京都板橋区加賀 2-11-1）
- ・杏林大学医学部付属病院（東京都三鷹市新川6-20-2）

○他道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関は、当該自治体のホームページを確認のこと。